

第 1 部

大区画化等加速化支援事業等

- (1) 簡易な基盤整備について 【資料 1】

- (2) 大区画化等加速化支援事業の実施について 【資料 2】

- (3) 事例紹介① 【資料 3】
(大区画化等加速化支援事業片子沢地区)

- (4) 事例紹介② 【資料 4】
(大区画化等加速化支援事業アグリスト(1)地区)

- (5) 事例紹介③ 【資料 5】
(土地改良区による簡易な基盤整備の取組について)



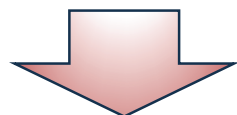
簡易な基盤整備について

～農業者がきめ細やかな基盤整備に活用可能な事業～



農地の基盤整備を取り巻く状況

農業従事者の減少・高齢化が進む中、担い手がスマート農業技術の導入等による生産性の高い農業に取り組むことができるよう、生産基盤の整備を着実に進めていく必要



県による「ほ場整備」のほか、市町村・農業団体・生産者が一体となって、生産基盤の整備を進めていくことが重要！

農業者等が自ら行う基盤整備のメリット

現場の実情に応じたきめ細かな基盤整備を迅速に実施

- ⇒ 早期の整備が可能
- ⇒ 「所有している一部の区画を拡大したい」などの柔軟な整備が可能



国の農業構造集中対策の取組

国では農業構造集中対策期間（R7～R11年度）にさらに区画拡大等の基盤整備を進めるため、新たに「**農業者等が自ら畦畔撤去等の簡易な基盤整備を行うことで大区画化を進めていく**」ための事業を創設し、加速的に基盤整備を進めていく方針



大区画化等加速化支援事業の創設（R7～11）

簡易な基盤整備に活用できる事業 ～多様な主体が自ら基盤整備を行う事業～

新

①大区画化等加速化支援事業（R7～R11年度）

- 農業者1者から申請可能
- 大区画化の推進のため新たに創設

②農地耕作条件改善事業

- 国庫補助事業で多様な工種を選択

③いきいき農村基盤整備事業

- 県単独事業で小規模な基盤整備を推進

農家自ら事業主体
になれる事業が
創設されたよ！



地域の実情に応じた団体営事業の活用イメージ(フロー図)

①区画拡大

【定額補助】・区画拡大

②区画拡大と一体的に行う簡易整備

【定額補助】

- ・区画拡大 + ・暗渠排水、湧水処理
- ・客土、石礫除去、更新整備（用排水路）等

原則活用

③その他（暗渠排水・湧水処理 等）

【定額補助】

- ・暗渠排水
- ・湧水処理
- ・客土
- ・石礫除去

【定率補助】

- ・暗渠排水（定額補助の定義外）
- ・農業用排水施設
- ・土層改良
- ・スマート農業導入支援 等

事業費

大区画化等加速化支援事業(国庫)

【採択要件】

- ・総事業費：上限・下限値なし
- ・地区内のいずれかの農用地において「農用地の区画拡大」を行うこと

【実施区域】

- ・地域計画を策定している区域

【特徴】

- ・令和7～令和11年度までの時限的措置
- ・事業主体：農業者等（1者可）
- ・定額助成のみ
- ・1ha以上の区画拡大で助成単価を1.32倍
- ・区画拡大及び区画拡大と一体的に行う簡易な整備※

※簡易な整備：暗渠排水、湧水処理、客土、石礫除去、農業用排水施設整備 等

◆大区画化等加速化支援事業、交付金交付要綱、実施要領R7.12.16制定

農地耕作条件改善事業(国庫)

【採択要件】

- ・総事業費：200万円以上
- ・受益者数：農業者2者以上
- ・集積面積の向上が必要（一部メニュー除き）

【実施区域】

- ・地域計画を策定している区域

【特徴】

- ・団体営ガイドラインによる費用負担
- ・ハード事業とソフト事業の組み合わせが可能

200万円

いきいき農村基盤整備事業(県単)

【採択要件】

- ・総事業費：50万円以上、200万円未満
- ・受益者数：農業者2者以上

【実施区域】

- ・農振農用地であること

【特徴】

- ・国庫補助対象とならない小規模な基盤整備に対応
- ・集積面積の向上要件は無（平地地域については推奨）
- ・スマート農業普及啓発・試行支援（先進地研修・農業機器レンタル）、耕作放棄防止（発生防止、土壌改良）の実施可

200万円

0万円

主な団体営事業（区画拡大、暗渠排水等）

- 地域の整備ニーズや規模に応じて団体営事業の選択が可能です。
- 県営ほ場整備事業等と比較し、機動的な整備が可能であることから、積極的な活用を検討願います。

事業名		【国庫】大区画化等加速化支援事業 (R7年度補正～R11年度)	【国庫】農地耕作条件改善事業 (H27年度～)	【県単】いきいき農村基盤整備事業 (R2年度～)
目 的		農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨入区画化等の効果検証及び横展開の取組等を支援	農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、地域のニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善や高収益作物への転換、スマート農業の導入等、ハードとソフトを組み合わせた取組等を支援	国庫補助事業で採択できない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行い、農作業の効率化や耕作放棄の防止の取組等を支援
採 択 施 要 件	総事業費	上限・下限なし	200万円以上	50万円以上200万円未満
	受益者数	—	農業者2者以上（所有者もしくは耕作者）	農業者2者以上（所有者もしくは耕作者）
	事業計画等	・農地の区画拡大を実施すること ・大区画化等加速化計画の策定	・農地耕作条件改善計画の作成 ・農地中間管理機構との連携概要の策定	・いきいき農村基盤整備計画の作成
事業実施主体		都道府県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会、農地中間管理機構、農業法人、 農業者等 (農業者等（耕作者若しくは養畜の業務を営む農業者または、多面的機能支払活動組織）)	都道府県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会、農地中間管理機構、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織（ただし、組織の構成員が担い手もしくは担い手になることが確実と見込まれる）等	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織等
事業実施区域		農振農用地のうち、地域計画を策定した区域	農振農用地のうち、地域計画を策定した区域	農振農用地であること
実施メニュー	定額	区画拡大、区画拡大と一体的に行う簡易整備（暗渠排水、湧水処理、客土、石礫除去、更新整備（用排水路）等	区画拡大、暗渠排水（単独実施可）、湧水処理、石礫除去 他	区画拡大、暗渠排水（単独実施可）、湧水処理、石礫除去、耕作放棄防止、スマート農業普及啓発 等
	定率	—	暗渠排水（定額の定義外）、耕作道、農業用排水施設、高収益作物導入支援 等	暗渠排水（定額の定義外）、農業用排水施設、スマート農業導入支援 等
補助率	定額	・区画拡大 ～27.5万円/10a ・暗渠排水 ～22.5万円/10a ・湧水処理 ～24.0万円/100m 他	・区画拡大 ～27.5万円/10a ・暗渠排水 ～22.5万円/10a ・湧水処理 ～24.0万円/100m 他	・区画拡大 ～27.5万円/10a ・暗渠排水 ～22.5万円/10a ・湧水処理 ～24.0万円/100m 他
	定率	—	【市町村営】※国 50% 県14% 市町村21% (55% 14% 21%) 【土地改良区等営】※国 50% 県14% 市町村13% (55% 14% 13%) () 中山間地域 ※令和元年度に国から団体営事業における費用負担水準（ガイドライン）が示されたもの。	県費 50% (55%) () は中山間地域
助成期間		農業構造転換集中対策期間中 (令和7年度～令和11年度)	ハードのみ最大3年 ハード+ソフトの組み合わせ最大5年	1年程度
その他		・担い手に集約化する場合助成単価1.2倍 ・1ha以上に区画拡大する場合助成単価1.32倍	担い手に集約化する場合助成単価1.2倍	

① 大区画化等加速化支援事業（国庫補助事業）

区画拡大や区画拡大と一体的に簡易な整備をしたい

【採択要件】

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・地区内のいずれかの農用地において農用地の区画拡大を行うこと

【特徴】

- ・総事業費の上下限值なし
- ・事業主体：市町村、土地改良区等のほか、農業者1者から可
- ・1ha以上の区画拡大で助成単価が通常の1.32倍

- ・畦畔除去して作業効率を上げたいなあ
- ・区画拡大と暗渠排水工も一緒にやりたいなあ



② 農地耕作条件改善事業(国庫補助事業)

定額・定率助成の幅広い工種選択が可能

【採択要件】

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること
- ・受益者2者以上（耕作者もしくは地権者が2者以上であること）
- ・農地中間管理機構との連携、集積面積の向上が必要（一部メニュー除く）

【特徴】

- ・総事業費200万円以上
- ・団体営ガイドラインによる費用負担（事業主体の負担軽減）
- ・支援メニューが幅広く、基盤整備だけでなく、併せ行う高収益作物の導入やスマート農業導入（自動給水栓や防草シート他）支援など選択肢が多い

支 援 の 例



畦畔除去



用水路更新



客土



農作業道



【農水省HP：農地耕作条件改善事業の概要】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-209.pdf>

③ いきいき農村基盤整備事業(県単独事業)

国庫補助対象にならない小規模な基盤整備に対応

【採択要件】

- ・農振農用地であること
- ・受益者2者以上（耕作者もしくは地権者が2者以上であること）

【特徴】

- ・総事業費200万円未満
- ・スマート農業普及啓発・試行支援（先進地研修・農業機器レンタル）やスマート農業導入機器なども可能

一部の田がぬかるんで機械で作業が出来ないから水はけをよくしたい



人力での草刈りが大変
自動草刈り機を使ってみたい！



農業用ドローンの導入
(農薬・肥料散布)



令和9年度実施要望量調査の実施について

ご紹介した3事業について、現在要望量調査を実施中です！

7月22日（水）～8月31日（月）まで

※令和9年度に実施したい地区については要望を出す最後の調査となりますので、必ずエントリーをお願いします。

御不明点などはお近くの県振興局、市町村・土地改良区へお問い合わせ下さい



大区画化等加速化支援事業 の実施について



も く じ

- 1 大区画化等加速化支援事業とは
- 2 事務手続きの流れについて
- 3 採択申請に必要な書類作成について
- 4 参考

1 大区画化等加速化支援事業とは

農業構造転換集中対策期間（R7年～R11年）において、**農家や法人等が自ら田んぼを大きくする、簡易的な区画拡大等**を国が支援する制度

特徴

- ・ 農業者 1 者から申請可能
- ・ 畦畔撤去等の簡易な区画拡大
- ・ 1 ha以上の区画拡大で助成単価が1.3倍に

採択要件

- ・ 農用地の区画拡大を行うこと

農業者自らが行う区画拡大を推進する事業として創設！



大区画化等加速化支援事業

令和 8 年度予算概算決定額 500百万円（前年度 - ）
〔令和 7 年度補正予算額 2,500百万円〕

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動 5 年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

<事業目標>

- 水田の基盤整備（約 9 万ha）うち、1ha以上の大区画化（約 6 万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 18万円/10a 等

※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1 ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費

大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。

【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

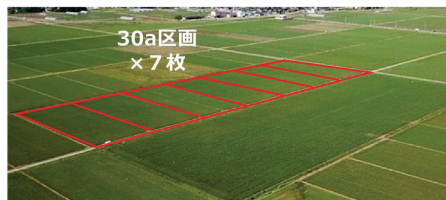
<事業の流れ>



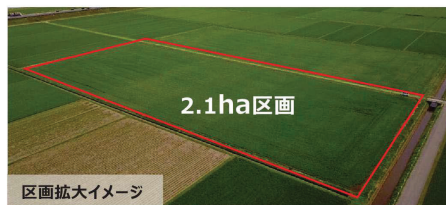
※大区画化等推進協議会：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ること、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

基盤整備の主な支援メニュー

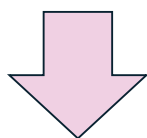
主な事業種類	条件	助成単価【主なもの】			備考
		1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合	
農用地の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	27万5千円/10a (46万5千円/10a)	33万円/10a (55万5千円/10a)	36万円/10a (61万円/10a)	() は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	7万円/10a (25万5千円/10a)	8万円/10a (30万5千円/10a)	9万円/10a (33万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	4万円/100m	4万5千円/100m	5万円/100m	
暗渠排水	バックホウ工法	22万5千円/10a	27万円/10a	29万5千円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 4万円/10a ○実施設計(外注) + 2万円/10a
	トレンチ工法	18万円/10a	21万5千円/10a	23万5千円/10a	
湧水処理	表土扱い有	24万円/100m	28万5千円/100m	31万5千円/100m	
末端畑地 かんがい施設		21万5千円/10a (35万円/10a)	25万5千円/10a (42万円/10a)	28万円/10a (46万円/10a)	() は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	27万5千円/10a	33万円/10a	36万円/10a	
除礫	深度30cm以上	25万円/10a	30万円/10a	33万円/10a	



2 事務手続きの流れについて

相談・要望は最寄りの土地改良区・市町村、県振興局へ

- ・そもそも事業要件にあっているのか
- ・いつ事業を実施したいのか、どこを区画拡大したいかなど
- ・この事業も含めて、活用できる事業はあるか



よし！大区画化等加速化支援事業の支援対象になりそうだぞ。

来年から実際に工事をしたい！ここからどういう流れで工事ができるんだろう..



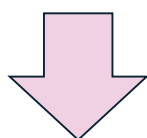
①要望地区の報告

次年度に工事を行いたい場合、要望量は前年度の8月までに報告が必要です。

○次年度の要望について例年6月～8月末まで要望量調査を行っています。

○要望地区についてはそれまでに最寄りの土地改良区・市町村、県振興局へ報告してください。

○活用事業に悩む場合や不明点はまず御相談を！

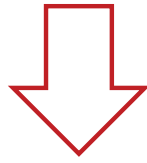


この調査結果を基に、来年度に工事をしたい地区を国へ報告します。

②実施できるかが決まるまで

要望量調査内容を国へ報告（9月）

- ・岩手県大区画化等推進協議会から国へ要望量調査結果を報告



地区決定通知（3月下旬）

- ・国の予算配分を基に、協議会から県、市町村・改良区を經由し、事業実施主体へ通達します

【注意事項】

要望量が国の配分予算を上回る可能性もあり、**採択出来ない場合があります！**

③実施が決まったら

採択申請書の提出（実施年度の4月～）

- ・事業実施主体から協議会へ提出

後ほど詳しく説明します！



★採択申請書の提出時期★

- ・遅くとも、工事の着手希望月の2か月前までに申請
- ・4～5月に施工を希望する場合は個別相談
- ※ 提出された申請書の内容について個別確認を行う場合があります。



採択申請書などを提出し、協議会から「工事着手可」の連絡があれば、工事施工OK！



**全体の流れはわかった。
でももっと詳しく知りたいことがある..**

- 採択申請書ってどんなものを出すの？
- 他にどんな書類を出す必要があるの？
- 工事が始まったら何を整理すればいい？



3 採択申請に必要な書類作成について (加速化計画等の作成のポイント)

《まず作成いただきたいもの》

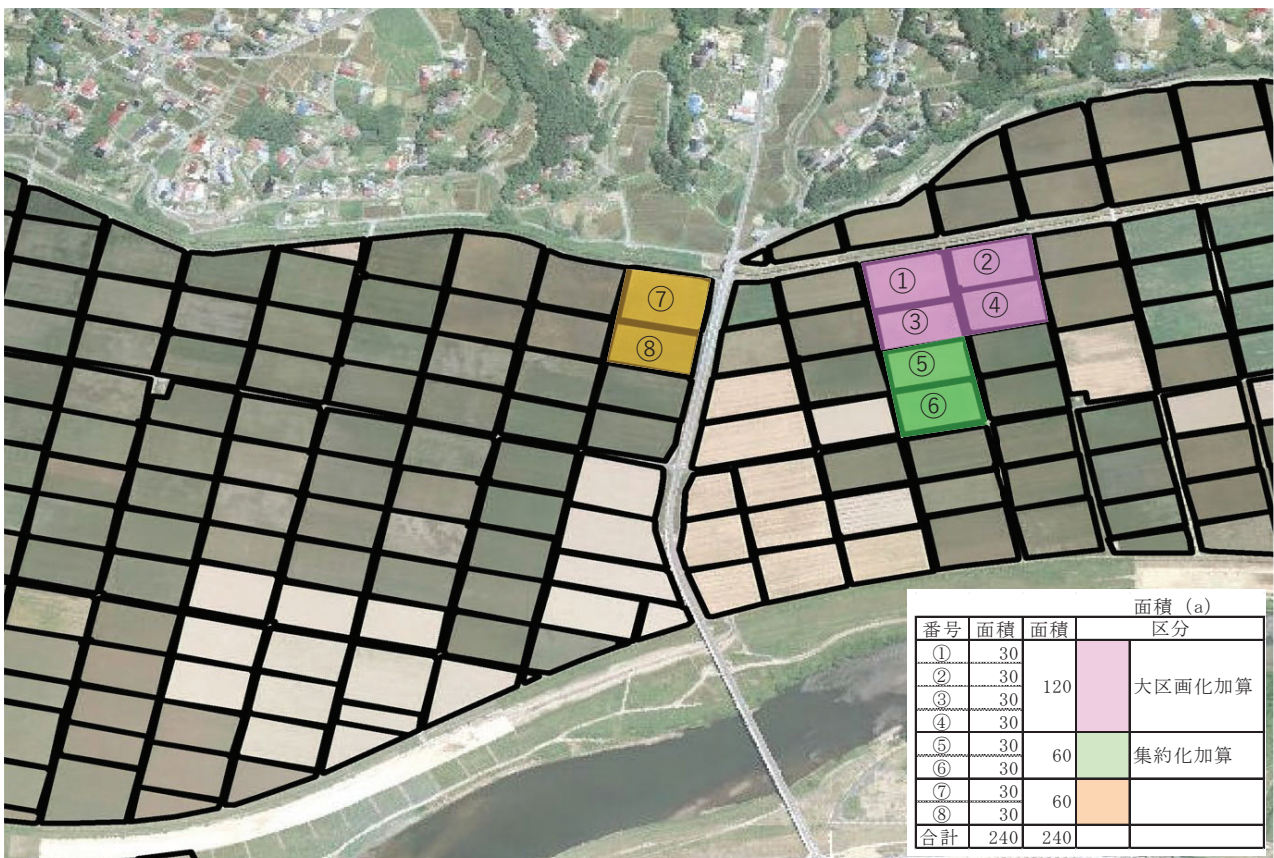
- ① 図面（事業の活用イメージ図）〔P.7〕
- ② 面積一覧表（【別紙】）〔P.8〕

⇒ 「どこで、何をやるか」

「事業要件等の確認状況」を整理

〔P.〇〕配布資料：大区画化等加速化計画のページ番号

図面（7 事業の活用イメージ図）〔P.7〕



【別紙】面積一覽表〔P.8〕

[illegible]

◆作成のポイント〔P.7-8〕

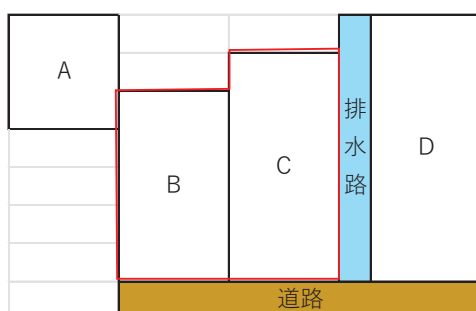
- 図面と面積一覧表で、**農地の番号を一致**させること
- 面積一覧表の**所在地・地目・地籍・所有者は、登記簿等を基に記載**すること（一筆内で整備しない箇所がある場合、その箇所の面積を控除すること）
- 「**農用地区域**」及び「**地域計画策定区域**」であることを確認すること（**両方に該当する必要**があること）
- 区画拡大実施区域内に**道水路等の土地**が存在しないことを確認すること

◇作成のポイント〔P.7-8〕（続き）

- 事業実施内容について、**土地所有者**に説明し**同意を得ること**（従前の土地境界となっている畦畔除去を伴う区画拡大では特に）
- **集約化の助成単価を適用**する場合は、その**根拠**を備考に**整理**すること（集約化の定義、適用条件は別スライド参照）
- 図面は**適用単価や事業種類の違い**がわかるように**整理**すること（色分け等）

■補足■「集約化」とは

- ・ 同一の担い手の経営等農用地で1ha以上のまとまりを有するもの
- ・ 「まとまりを有するもの」の具体例は以下のとおり（一連の作業を継続するに支障のないもの）
 - (1) 2つ以上の農地が**畦畔で接続**
 - (2) 2つ以上の農地が**道路または水路等で接続**
 - (3) 2つ以上の農地が各々一隅で**接続**
 - (4) 2つ以上の農地の**高低差が作業の継続に影響しないもの**
 - (5) 2つ以上の農地が当該農用地の**耕作者の宅地に接続**



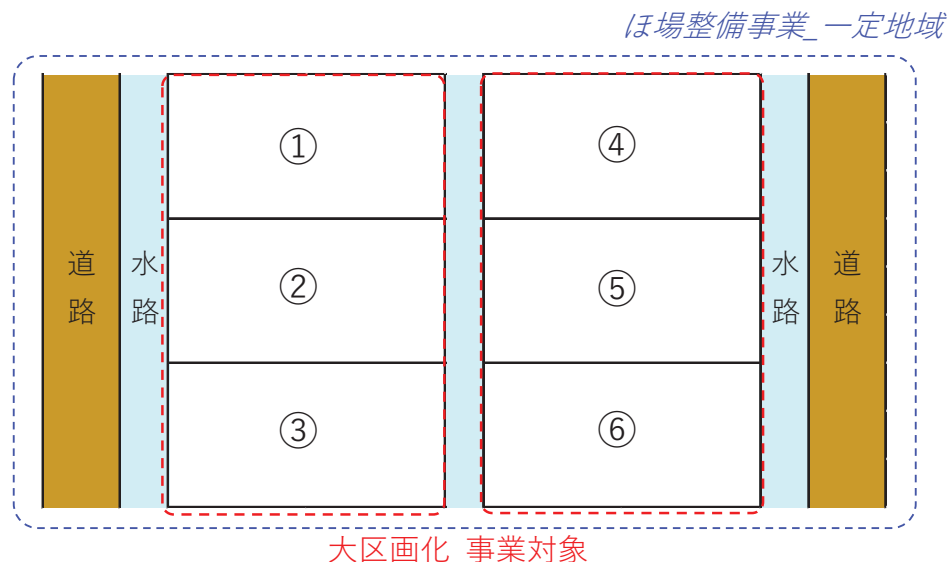
A～Dを同一の担い手が耕作

$A + B + C + D \geq 1.0\text{ha}$

→ 集約化する場合の単価を適用

※ 事業対象農用地がBとCのみ
($B + C < 1.0\text{ha}$) でもOK

◇大区画化等加速化支援事業における区画拡大の留意点（その１）

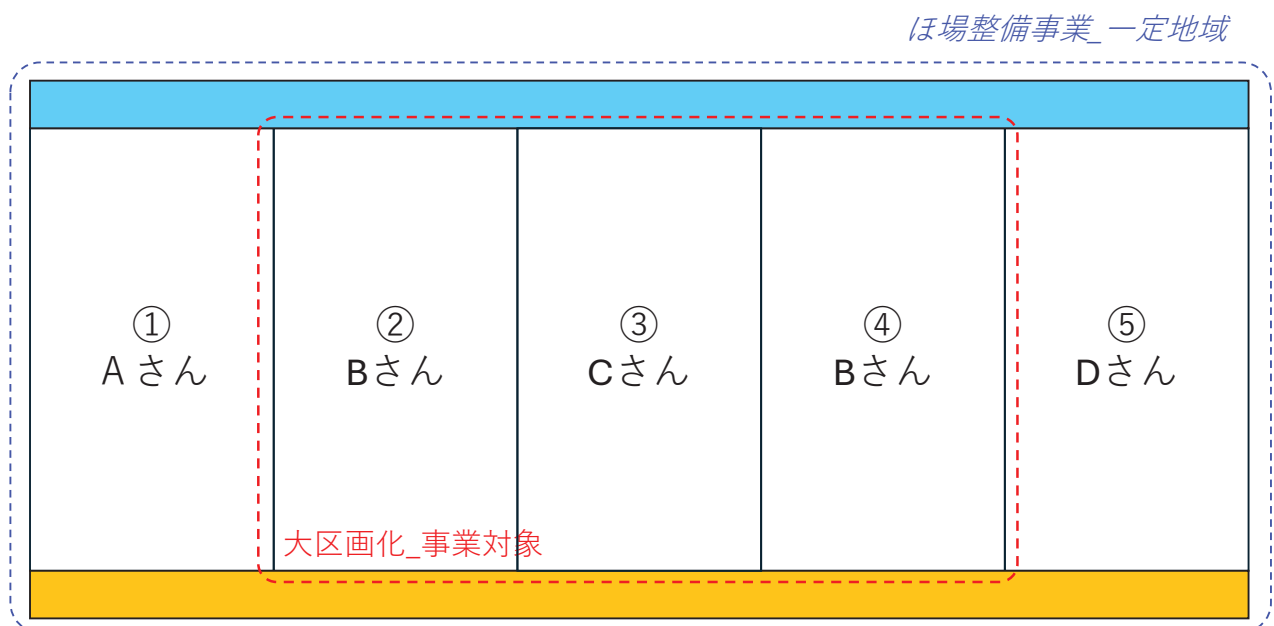


大区画化等加速化支援事業では換地を行わない（前提条件）

→ 区画拡大が可能な範囲は、①～③と④～⑥に限定
水路用地を含めて、①～⑥を１枚にすることはできない

大区画化（大型農業機械の導入）に伴う、道路の拡幅要望に対応できない（道路用地をうみ出すことができない）

◇大区画化等加速化支援事業における区画拡大の留意点（その２）



②～③の３枚の農用地を１枚に区画拡大する場合…

- ・ 複数所有者（ＢさんとＣさん）の組田ができる
- ・ ②と③、③と④の畦畔は無くなるが、境界そのものは残る

→ 事業実施前後の境界確認、地権者の合意形成が必要
（将来の権利関係トラブルの未然防止）

≪『大区画化等加速化計画』の作成のポイント≫

1 地区の概要〔P.1〕

- **地区名**は、事業実施箇所由来するものとする（個人名や法人名は避ける）
- **6法指定地域等**は、事業実施箇所が該当するものを記載すること（特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、特別豪雪地帯など）
- **受益面積**は、**面積一覧表の合計と一致**させること（「8 事業実施前後の受益農業者の経営状況」の地区内の面積(計)とも一致させること）
- **受益者数**は、**耕作者の数を記載**すること（「8 事業実施前後の受益農業者の経営状況」の農業者の数(計)とも一致させること）

2 ハード事業に係る年度計画〔P.1-4〕

- **数量**は、面積一覧表で整理した**事業種別・助成単価別の数値**を、事業種別の**単位に留意して入力**すること
また、複数年度に跨る計画の場合は、**実施年度別に整理**すること
- **区画拡大**については、ほ場の**高低差を確認できる資料を添付**すること（資料の作成例は別スライド参照）
- 「(1) 施工の一部又は全部を外部に委託する場合」で、農業者施工を行う場合は、該当する工事の内容（例：法面整形工）を、農業者施工の工種の欄に記入すること

【参考】高低差確認資料の作成例（その1）

＜＜畦畔天端から田面までの下がりの差により算定する方法＞＞

- 区画拡大する農地の中の畦畔にスタッフやポールを設置
- 畦畔天端から田面までの下がりを目測
- 両田面の下がりの差が区画拡大する田面の高低差となる



計測値：39cm 計測値：45cm

高低差：45cm - 39cm = 6cm
(10cm以下)

【参考】 高低差確認資料の作成例（その2）

＜ほ場デジタル情報の活用＞

- ドローンの撮影画像を基に、ほ場の形状等をコンピュータ上で立体的に再現するデータを整理
- 任意の点の標高測定・図化が可能 ⇒ 高低差確認資料に活用



No.29～No.33の高低差：100.78m－100.50m＝0.28m ⇒ 10cm超

3 ハード事業の事業達成状況の報告に係る添付写真〔P.5〕

- 採択申請時には、＜実施前＞の写真を添付すること
（＜施工状況＞及び＜完了後＞は事業達成状況の報告時に添付）
- ＜実施前＞については、事業実施箇所や事業実施の必要性が確認できる写真を添付すること

区画拡大：小区画の農用地、除去する畦畔など
暗渠排水：水はけが悪く湿田化している状況など
除 礫：支障となる石礫が確認できるものなど

3 ハード事業の事業達成状況の報告に係る添付写真〔P.5〕

- <施工状況>については、**施工機械や工法、順序等が確認できる写真を添付すること**
- <完了後>については、**実施前と同一の箇所を撮影するなど、事業の実施内容や効果が確認できる写真を添付すること**

4 土層改良計画 (2) 除礫〔P.6〕

- **現況の石礫含有率が5%以上であることを確認すること**
 - 1.0m×1.0m×除礫施工深を掘削
(除礫施工深＝計画の耕土深＋10cm)
 - 30mm網目のふるい分けを実施
- ⇒ 石礫含有率＝石礫総体積÷掘削体積 により算定



8 事業実施前後の受益農業者の経営状況〔P.7〕

- 地区内の全ての耕作者の状況を記載すること
(法人等は1名としてカウントすること)
- 農業者の名称の(計)の欄は、「1 地区の概要」の受益者数と一致させること
- 「担い手か否か」について、以下（本事業における担い手）に該当する場合は『○』を、該当しない場合は『×』を記載すること
 - ア 認定農業者
 - イ 認定新規農業者
 - ウ 集落営農組織
 - エ 市町村基本構想水準達成者
 - オ 市町村長が認めた者

8 事業実施前後の受益農業者の経営状況〔P.7〕（続き）

- 経営面積は、地区外を含めた各農業者の経営面積を記載すること
- 経営面積の「うち地区内」の計は、「1 地区の概要」の受益面積と一致させること
- 事業実施後も、事業実施前と同様に整理・記載すること（担い手への集積・集約が発生する場合は、それが分かるように記載）

事業達成状況報告（実績報告）〔P.7〕

➤ 以下の資料を提出すること

（会計検査の対象事業であり、資料は5年間の保管が必要）

- ① 工種ごとの数量が把握できる資料
- ② 工事前、中、後の状況がわかる写真
- ③ 面積等がわかる図面
- ④ 機械や人の作業時間がわかる日報（自力施工の場合）
- ⑤ 資材やリース機械等の各種領収書（自力施工の場合）
- ⑥ 外注内容が分かる請書及び契約書（外注した場合）

4 参考

事務処理要領・ガイドブック

岩手県大区画化等推進協議会のHPに掲載予定

(<https://www.iwatochi.com/daikukaku-home/>)

【事務処理要領】

8月中に策定の上、皆様へ周知します

【ガイドブック】

9月頃に策定の上、皆様へ周知します

大区画化等加速化支援事業 片子沢地区

株式会社 みのり片子沢

《 説明内容 》

1. 組織概要
2. 地区概要
3. 事業導入のきっかけ（地区の課題など）
4. 事業の実施状況
5. 効果（良かったこと）
6. 事業の改善・拡充要望

1. 組織概要

- 社 名 株式会社 みのり片子沢
- 所在地 岩手県岩手郡雫石町西安庭椀平498-2
- 設立年月日 平成25年10月 5 日
- 構成員 役員 2 名、従業員10名（短期雇用含む）
- 経営面積 約70ha
- 作付作物 主食用水稻 44ha、WCS 16ha、
大豆 10 ha、りんどう 0.9ha（2026年実績）

2. 地区の概要

- 地区名 片子沢地区
- 事業実施主体 株式会社 みのり片子沢
- 受益面積 7.49ha
- 受益者数 1 者
- 事業実施期間 令和 8 年度～令和10年度
- 事業内容 区画拡大7.49ha ※直営施工
(水路変更なし、高低差10cm超・10cm以下、表土扱い有)
- 助成上限額 16,112,500円
- 前歴事業 県営ほ場整備事業御所地区（S47年度～S60年度）

3. 事業導入のきっかけ



凡 例	
	R8年度
	R9年度
	R10年度

- ❑ 県は御所地区(S47～60)で標準区画30aで整備済であるが、経営面積の増加に伴い、農作業の効率化が必須（不整形や20a未満の区画の解消）
- ❑ ほ場整備の導入も検討したが、合意形成から工事完了まで時間を要するため、令和3年から直営施工で区画拡大を実施
- ❑ 令和7年に農地耕作条件改善事業の導入を計画
→ 助成単価がより有利な大区画化等加速化支援事業を選択

4. 事業の実施状況（区画拡大(R8-1)）



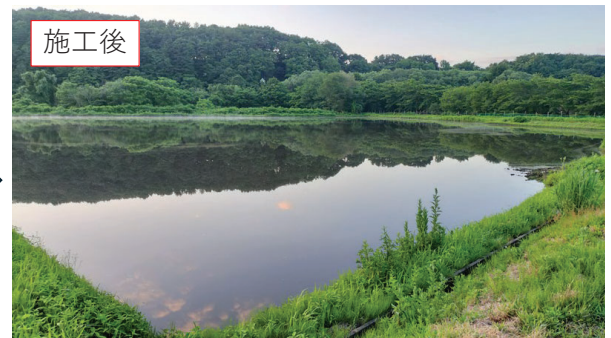
【施工前の課題（Before）】

- ・不整形で重度の「ザル田」（水が1日ももたない）
- ・最下流に位置し、慢性的な用水不足
→ 揚水機掛で高い賦課金を払いながら、稲作を断念し、菜種や大豆を作付け

【施工計画（Plan）】

- ・①～④の4枚を1枚に区画拡大
→ $13a + 29a + 34a + 25a = 1.01ha$
（大区画化単価適用）
- ・①～④の高低差は30cm程度
→ 10cm超・表土扱い有・水路変更なし
- ・地権者1名
→ スムーズな意思決定・合意形成

4. 事業の実施状況（区画拡大(R8-1))



【施工概要】

面積：1.01ha

期間：6月中旬～7月上旬

機械：BD10t、BH0.28m3

※ 直営施工



5. 効果（良かったこと）

① 水利環境の改善

- ・水持ちが劇的に向上
… 1日未満 → 約5日間維持

② 労働力・作業時間の削減

- ・畦畔除去（3か所）により、草刈りが外周の法面部のみ
… 2時間／労働者3名 → 1時間／労働者3名 ⇒ 50%低減
- ・農道への上がり下がりがなくなり、田植え作業が連続してスムーズに

③ スマート農業の導入最適化

- ・複数の水口を管理する手間を解消
- ・自動水口管理システム（Farmo等）も1台の導入で済む
（コストパフォーマンスが向上）

5. 効果（良かったこと）

④ 助成額の増加（負担軽減）

- ・ これまで自己負担のみor町の補助事業により区画拡大を実施
- ・ 大区画化等加速化支援事業は、集約化や大区画化の単価適用により、助成額が増加（自己負担が軽減）

6. 事業の改善・拡充要望

① 事業採択・着工時期の柔軟な運用

- … 農閑期に申請し、春先（雪解け後～4月）に施工できるように

② 事業メニューの拡充

- … 水口自動化等のスマート農業機器導入を併せて実施できるように

③ 提出書類の明確化

- … 実績報告等、施工後に提出が必要な書類等を事前に把握したい

大区画化等加速化支援事業 アグリスト(1)地区

農業生産法人 有限会社 アグリスト



《 発表内容 》

1. 組織概要
2. 地区概要
3. 事業導入のきっかけ（地区の課題等）
4. 事業の実施状況
5. 効果（良かったこと）
6. 留意点
7. 事業の改善・拡充要望

1. 組織概要

- 社 名 有限会社 アグリスト
- 所在地 岩手県花巻市石鳥谷町新堀46-24-4
- 設立年月日 平成15年 3 月24日
- 構成員 役員 3 名、社員 2 名、パート等 8 名
- 経営面積 58ha
- 作付作物 水稲 25ha、大豆 11ha、小麦 11ha、
玉ねぎ1.6ha、WCS 7ha、管理牧草 2.4ha

2. 地区の概要

- 地区名 アグリスト(1)地区
- 事業実施主体 有限会社アグリスト
- 受益面積 4.23ha
- 受益者数 1 者
- 事業実施期間 令和 8 年度
- 事業内容 区画拡大2.00ha（水路変更なし、高低差10cm以下、表土扱い無）
暗渠排水1.22ha、除礫1.01ha ※全て直営施工
- 助成上限額 4,748,500円

3. 事業導入のきっかけ①：区画拡大



2枚を1枚に
($67a+98a=165a$)
【大区画化単価】

2枚を1枚に
($24a+11a=35a$)
【通常単価】

- 県営ほ場整備事業新堀地区（H3～10）で整備済のエリア
- 大型機械による水稻の作業効率の向上

3. 事業導入のきっかけ②：暗渠排水、除礫



暗渠排水1.22ha
【集約化単価】
過年度区画拡大済

除礫1.01ha
($47a+54a$)
【集約化単価】

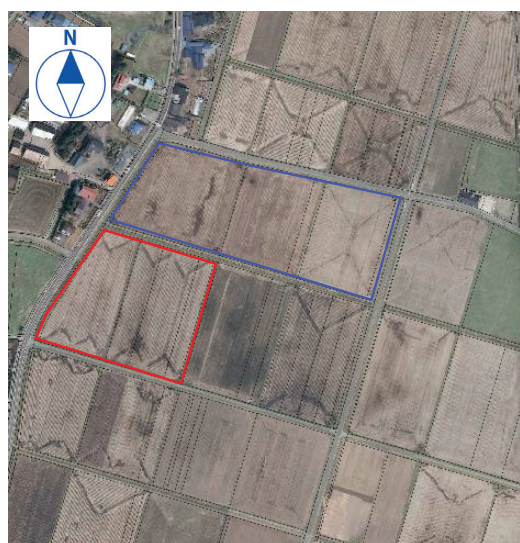
- 県営ほ場整備事業新堀地区（H3～10）で整備済のエリア
- 大豆(転作)を作付け
- 湿害解消・収量増のための暗渠排水、機械作業の支障となる石礫の除去

4. 事業の実施状況



- 除 礫（1.01ha） 完了→大豆作付け
- 暗渠排水（1.22ha）12月着工予定（大豆収穫後）
- 区画拡大（2.00ha）11月着工予定（水稻収穫後）

5. 効果（良かったこと）



- ：今回、区画拡大予定（1.6ha）
- ：過年度、区画拡大済（2.5ha）

①田植えに要する時間

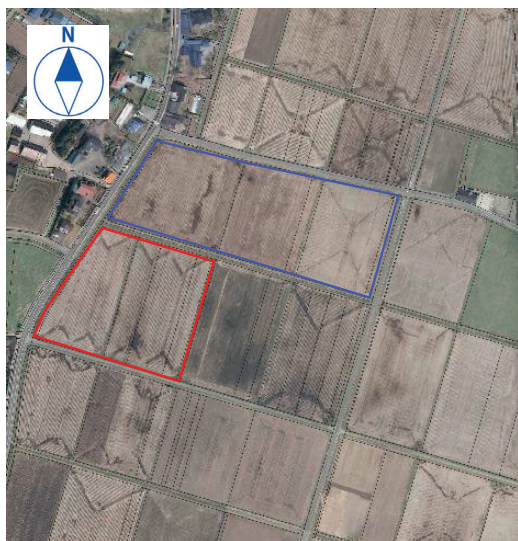
整備前：1日 → 整備後：半日
⇒ **50%削減**

- ・ 機械の走行方向を南北(上下)から東西(左右)に変更
- ・ 外周や不整形箇所の作業効率が向上

②助成上限額の増加（負担軽減）

大区画化単価の適用

6. 留意点など



□：過年度、区画拡大済（2.5ha）

□：今回、区画拡大予定（1.6ha）

《水田の大区画化に関する留意点》

（過年度の経験を踏まえて）

- ・盛土はどうしても沈下する
- ・畑地利用や転作では問題ないが、水を使う水稻では均平が重要

→施工時には入念な転圧等、
施工後も再均平が必要なことも考慮

7. 事業の改善・拡充要望

- ① 耕作道や進入路の整備、給水栓の移設を区画拡大と一体的に実施
… 機械の進行方向を変える場合、耕作道や進入路が必要
給水栓の高さの調整も必要
- ② 申請書類の作成や写真撮影等への支援
… ノウハウを知っている人がやった方が効率的
- ③ 提出資料の事前周知
… 整備前や施工中の写真等、後から言われても対応できない
補助事業に経験の無い農業者にも分かりやすく整理を

土地改良区による 簡易な基盤整備の取組について

～坂杉地区を事例に～

豊沢川土地改良区

目次

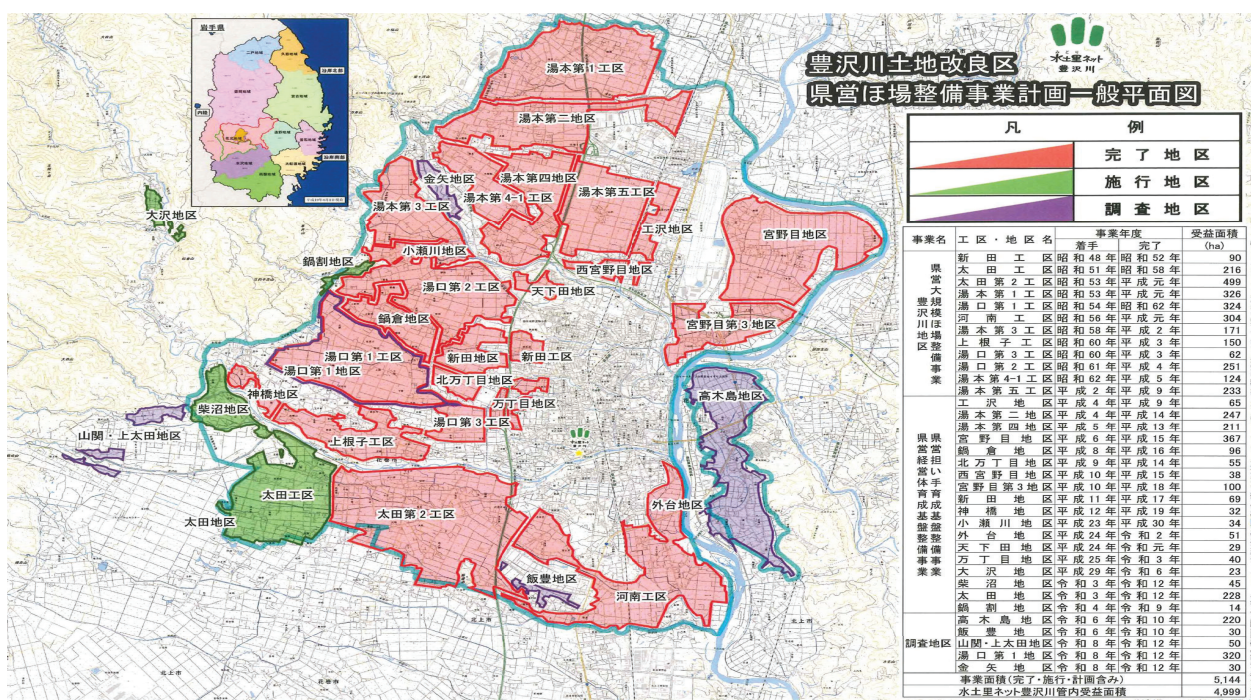
1. 組織概要
2. 事業導入のきっかけ（地区の課題など）
3. 事業の実施状況
4. 効果（良かったこと）
5. 事業の改善・拡充要望

1. 組織概要

- 名 称 豊沢川土地改良区
- 住 所 花巻市桜木町二丁目41番地 (〒025-0037)
- 設立年月日 昭和25年12月27日設立 (岩区第1号)
- 組 織 組合員数: 3,030名 准組合員数: 689名
理事11名(うち女性2名) 監事3名 総代65名
- 職 員 21名(事務職員9名、技術職員12名)
- 地区面積 4,937ha(花巻市、北上市)
- 主要施設 豊沢ダム 有効貯水量23,186,000m³
新田堰頭首工、宮野目揚水機場、太陽光発電施設 2カ所
松沢川小水力発電所ほか

2. 事業導入のきっかけ

- 昭和48年大規模ほ場整備事業採択以降 12工区 2,750ha実施済
- 平成4年以降経営体育成基盤整備事業 14地区 1,434ha実施済
- 現在実施4地区 310ha
- 昭和年代に30a区画に整備した地区より大区画化・暗渠排水等補助事業の実施要望
- 平成25年農業体質強化基盤整備事業による区画拡大・暗渠排水の実施(岩手県農業公社)
- 実施状況 所有者別の大区画化、暗渠排水等から、現在は耕作者別の大区画化、暗渠排水等へ移行している



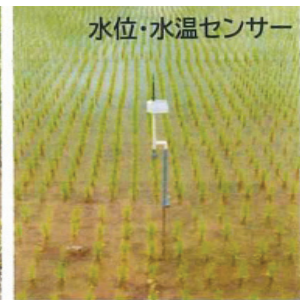
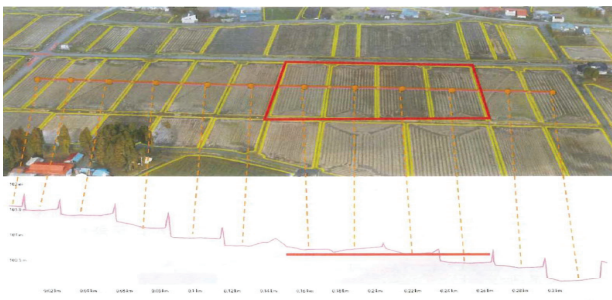
3. 事業の実施状況

- H25年度 農業体質強化基盤整備事業から
- R 8 年度 農地耕作条件改善事業・大区画化等加速化支援事業
- 14年間で89地区を実施(補助金総額1,119,174千円)

区画拡大工	32地区	98.58ha(畦畔除去7.96ha、1,530m)
暗渠排水工	78地区	856.72ha(同時埋設及びB H工法)
湧水処理工	4地区	770m
管理省力化	3地区	128セット(自動給水栓・水位・水温センサー)

4. 効果（良かったこと）

- 区画拡大に伴う全ての作業効率の向上・労働時間の短縮
特に、耕作面積の増加・畦畔除去に伴う草刈面積の減少
- 管理省力化支援(自動給水栓)に伴う管理確認回数の減少
- 団体営事業にも市町村補助のガイドラインが示された事により、
定率助成の農家負担が軽減され自動給水栓の導入普及につながった



5. 事業の改善・拡充要望

- 区画拡大工
電柱移設等の事業費の拡充か無償化を要望
給水栓・田区排水・畦畔等の高さ調整費用の追加を要望
- 暗渠排水工
補助暗渠の追加拡充を要望